

平成 23 年 10 月 11 日

文化庁長官官房著作権課
著作物流通推進室 企画調査係 御中

著作権等管理事業法に関連する規制への意見

氏名 ネットワーク音楽著作権連絡協議会 代表世話人 佐々木 隆一
性別・年齢 男性
職業 団体代表
住所 東京都千代田区三崎町 2-16-9 イトービル 4F
電話番号 03-5226-8550
該当項目 著作権等管理事業の登録（第 3 条）
意見

1. 要旨

著作権等管理事業法第 3 条は、新規の著作権等管理事業者の参入に際して、登録制を採用している。これは、参入のための障壁を引くし、より多くの新規参入を促すためとされる。しかし、登録制を採用したことによって生ずる弊害については議論がなされてこなかった。事実、著作権等管理事業法の施行以来、利用者側には様々な弊害が生じているにもかかわらず、その弊害除去についての取り組みがなされていない。この弊害をきちんと除去しないのであれば、弊害の元となっている著作権等管理事業の登録制を取りやめ、より規制の強い許可制などに移行することを希望する。また、現在の登録されている事業者に対しては、事業内容や管理実態を再点検した上での継続または取り消しを今一度判断をすべきである。

2. 詳論

著作権等管理事業法が施行されて以来、利用者側には様々な弊害が発生している。

著作権等管理事業法第 3 条は、新規の著作権等管理事業者の参入に際して、登録制を採用している。しかし、著作権等管理事業者として登録を行った事業者が、著作権者から当該著作権の信託または委託を受けているのかということ、利用者が確認できる公示方法がないことは問題である。管理事業法第 17 条は、管理事業者は自己の取り扱っている著作物等に関する情報を利用者に提供するように努めなければならないと規定しているが、あくまでも努力義務に過ぎないため、権利者からの信託または委託を受けているかどうか客観的な判断を行うことができない。利用許諾権限を有すると主張する事業者が、実際には著作権の委託または信託を受けていなかった例もある。そのような者についてまで、簡易な登録制度により新規参入を

認めることは、利用者に必要以上の不便を強いることである。

また、著作物は代替性がなく、著作権が独占排他権であるために、権利者側のみに有利に働くという状況もある。たとえば、著作物利用者としては、利用許諾権限を有していない管理事業者に対し使用料を支払ったとしても、その利用権限の有無について善意の第三者としての保護が受けられないため、後に正当な利用権限を有する著作権者あるいは管理事業者から当該著作物使用についての使用料を請求された場合には、支払い済みを理由に拒否をすることができず、結果として著作権使用料の二重払いが生じることになる。そのため、利用者は安心して著作物を利用することができない。この点は極めて重大な実務上の問題である。管理事業法第3条は、この点について利用者の安心した著作物の利用を阻害している。また、利用者が安心して著作物を安心して利用できないという状況は、権利者の著作権使用料を受け取る機会を失わしめることになり、権利者にも不都合を強いていると言える。

したがって、著作権等管理事業法第3条が規定する、著作権等管理事業者の登録制は許可制に変更するなどにより規制を強めるか、あるいは登録制を維持するにしても、上記の弊害が生じることがないように厳しい登録要件を課すべきである。また、現在のすでに登録されている事業者に対しては、事業内容や管理実態を再点検した上での継続または取り消しを今一度判断をすべきである。

以上